

第3期 明日香村子ども・子育て支援事業計画策定のための調査・分析業務委託仕様書

1. 委託業務名 第3期 明日香村子ども・子育て支援事業計画策定のための調査・分析業務

2. 業務の目的

第3期の明日香村子ども・子育て支援事業計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間における明日香村の幼児期の教育、保育及び子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその時期を定め、幼児期の教育、保育事業等に関する村民のニーズに応じていく体制づくりを進めることを目的とし、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として策定することを予定している。

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法に基づく基本計画の改定など、日々更新される子ども・子育て支援に関する国や県の政策及び関連法を踏まえながら、村の人口動態などにも注視し、中・長期的な視点に立脚する必要がある。

上記内容を踏まえて、計画策定に必要なニーズ調査、必要となる資料の作成、子ども子育て会議等を実施し、第3期 明日香村子ども・子育て支援事業計画策定に必要な調査、分析を行うものとする。

また、将来に向けて村内の保育及び教育の一貫した体制及び持続可能で村にとって効果的なサービス供給体制について、必要な調査、分析を併せて行うものとする。

3. 関係法令の遵守

本業務の実施にあたっては、以下の関連法令等を遵守すること。

- ア 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65条）
- イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）
- ウ 児童福祉法（昭和22年法律第64号）
- エ 上記の施行令、施行規則
- オ その他の関係法令等
- カ 法律改正による情報提供

こども家庭庁など国が提示したこども基本法や大綱等に基づく方針、奈良県が策定する計画等、明日香村の関係計画等との整合性を図るため、その内容について把握し助言すること。

4. 計画期間

令和7年度～令和11年度（5カ年）

5. 業務委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

6. 業務内容

本計画を策定するため、第2期計画の評価とニーズ調査結果を反映させるため、業務内容は次のとおりとし、これらに関して発生する一切の費用は、委託料に含まれるものとする。

(1) 現状の分析と課題の整理

(2) ニーズ調査票の作成・印刷、回収後の集計・分析・報告書作成

調査の内容と対象について

・子ども・子育て支援に関する調査

主として、子ども・子育て支援事業計画の策定に関する内容

就学前児童の保護者 約190通

小学校児童と保護者 約240組

・子どもの生活に関する実態調査

主として、子ども計画及び子どもの貧困対策推進計画の策定に関する内容

小学校5年生・6年生の児童と保護者 80組

中学校2年生・3年生の生徒と保護者 80組

・子ども・若者育成支援に関する意識調査

主として、子ども計画、少子化対策基本計画及び子ども・若者計画の策定に関する内容

15歳から45歳までの村民 1,250通

方法について

・郵送による調査票の配布及び回収や学校等を通しての配布回収を想定

(3) 需要量の推計・目標量の設定

(4) 明日香村子ども・子育て会議、村長説明ミーティングへの出席等の企画運営支援と参加及び専門的見地からの説明（会議の開催数3回程度）及び会議資料と会議の議事録作成

(5) 打合せ協議

(6) パブリックコメントの実施支援

実施のための資料作成及び意見の集約

回答への助言と計画への意見反映

(7) 事業計画書素案作成及び概要版作成の支援

(8) その他、本村が随時必要と認める事項等

・検討に必要な基礎資料の収集及び整理、分析に基づいての課題整理

- ・本事業に適した関係施設連携による拠点のあり方と、制度や補助金等を含めた施設整備の提案
- ・本事業によってもたらされるメリット・デメリットの整理

7. 成果品

- (1) 第3期明日香村子ども・子育て支援事業計画の計画書100部(A4版本文、表紙とも1色刷り)
- (2) 上記(1)のデータ1式及び、将来に向けて村内の保育及び教育の一貫した体制及び持続可能で村にとって効果的なサービス供給体制についての、必要な調査、分析のデータ一式
- (3) その他計画策定に係る資料1式
- (4) 概要版原稿

8. 契約代金の支払い

業務を完了し成果品の納入後、検査の合格の上、受託者からの請求により支払う。

9. その他

(1) 打ち合わせ

明日香村は、必要に応じ受託者と打ち合わせを行い、業務を円滑に遂行するものとする。受託者は、打ち合わせ事項について後日確認ができるよう、協議内容、決定事項等を記録し、明日香村の求めに応じ提出するものとする。

(2) 業務上の指示及び報告

受託者は、明日香村と連絡を密にし、明日香村の指示に従うものとする。また、明日香村の求めがあった場合は、事業の進捗状況に応じ、報告を行うものとする。

(3) 疑義

受託者は、本業務の遂行に当たり疑義を生じた場合は、速やかに明日香村と協議し、指示を受けるものとする。

(4) 守秘義務

受託者は、本業務に関し知り得た個人情報を第三者に開示又は漏洩してはならない。契約期間終了後においても同様とする。

(5) 再委託等の禁止

本仕様書に掲載している業務の全部を第三者に委託してはならない。

(6) 貸与品

ニーズ調査等で回収された調査票等について、受託者に貸与する。
計画策定に係る必要なデータについては、受託者に提供する。

○担当事務局（納品場所）

明日香村役場 健康づくり課

〒634-0142 奈良県高市郡明日香村大字橘21番地

電 話 0744-54-5550

ファックス 0744-54-5551

E-mail kenko@vill.asuka.lg.jp